令和5年度 小学校1～3年生向け 子どもの権利学習パンフレット

あかるいみらい

年　　組

なまえ

はじめに…

みなさんは、「子どものけんり」を知っていますか？

子どものけんりは、子どもがしあわせに生き、育っていくために、なくてはならないものです。

みなさんの学校がある松本市には、「子どもの権利に関する条例」という決まりがあり、子どものけんりを大切にしています。

子どものけんりについて、いっしょに考えてみましょう！

毎年11月20日は、「松本子どもの権利の日」

「子どものけんり」がどんなものか、わかったでしょうか？

あなたに「けんり」があるように、まわりの人にも「けんり」があります！

あなたのことも、まわりの人のことも、たいせつにしましょう。

もし、あなたの「けんり」がたいせつにされていないと思ったら、まわりのおとなや友だち、「こころのすず」にお話ししてみましょう。

こころのすず（そうだん室）

あなたが、かなしいとき、こまったとき、だれかに話を聞いてほしいときは、「こころのすず」にお話ししてください。

すずちゃん

●いつ？　月～木・土曜日　午後１時から午後６時
　　金曜日　午後１時から午後８時

●どうやって？　でんわ　0120－200－195（むりょう）
　　メール　kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp
　　あいに行く　まつもとしやくしょおおてじむしょ２かい

令和5年度　小学1～3年生向け　子どもの権利学習パンフレット「あかるいみらい」
令和5年10月発行

発行　松本市・松本市教育委員会
編集　松本市こども部こども育成課・松本市教育委員会学校教育課学校支援室
問い合わせ　松本市こども部こども育成課　こども政策担当
住所：〒390-8620　松本市丸の内3－7
電話：0263-34-3291　ファックス：0263-34-3309

※ このパンフレットの名前「あかるいみらい」は、松本市の子どもたちが考えました。